

赤川圏域総合流域防災協議会 とは

赤川圏域総合流域防災協議会（以下「協議会」という。）とは、赤川圏域の豪雨等に対する総合的な水害・土砂災害対策を進めるにあたり、国並びに山形県とが連携し、上下流や左右岸のバランスを図りながら、流域全体の治水安全度の向上を図っていくための調整の場であります。平成17年度に設立され、原則年2回程度の開催を予定しています。

圏域内各河川流域において、流域全体の安全度の確保状況等を調査・評価し、当該流域の状況や整備の進め方等について、国と山形県とが共通の認識をもち、これに基づき双方の事業を調整し、効果的・効率的に整備を進めることとしております。

協議会の規約は以下のとおりです。

赤川圏域総合流域防災協議会 規約

（名称）

第1条 本会は、赤川圏域総合流域防災協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、赤川圏域の流域全体における治水上の安全確保、向上を図るため、東北地方整備局と山形県が連携し、治水安全度の確保状況や土砂災害危険箇所等の集中度等を調査、評価し、それに基づき治水対策のあり方について、共通の認識を持ち、具体の整備を進めるための協議・調整の場として設置するもので、これにより公共の治水上の安全に寄与することを目的とする。

なお、本協議会の運営にあたっては、県施行事業の実施について双方の意志疎通を綿密に図り、その自主性・裁量性を高め、効果的、効率的な治水対策事業を展開できるように努める。

（組織）

第3条 本協議会は、別表-1に掲げる機関により構成する。

（会務）

第4条 本協議会は、第2条の目的を達成するため、下記の事項について可能なものから順次実施していくものとする。

- (1) 水害・土砂災害対策についての当面の課題や整備内容の調整・整理に関する事項
- (2) 当面実施予定の事業についての調整等に関する事項
- (3) その他、協議会が必要と認めた事項

（役員）

第5条 協議会に会長1名、副会長1名(以下「役員」という)を置く。

会長は、協議会を代表し、会務を総括するものとし、東北地方整備局河川部地域河川調整官をもってこれにあてる。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時その職務を代行し、山形県河川砂防課長をもってこれにあてる。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

幹事会は、協議会の会務(調整事項)の内容に応じて、実質的な協議等を効率的に実施するため、会長及び副会長の承諾を得て開催・運営し、その結果を報告することにより、協議会の開催に代えることができる。

(幹事会の役員等)

第7条 幹事会は、別表-2に掲げる幹事で構成し、幹事長1名、副幹事長1名を置く。

幹事長は、幹事会を総括するものとし、東北地方整備局河川部地域河川課長をもってこれにあてる。

副幹事長は、山形県河川砂防課長補佐をもってこれにあてる。

(会議の招集)

第8条 協議会及び幹事会は、会長がこれを招集する。

(開催時期等)

第9条 協議会は、次のとおり年2回開催することを原則とし、必要に応じて適宜追加開催することができる。

協議会は、構成員がほぼ同じとなる他協議会と合同で開催することができる。

協議会は、調整事項の内容に応じて会長及び副会長の承諾を得て、幹事会を開催することにより、協議会の開催に代えることができる。

年度当初・概算要求前(4～5月頃)

予算編成前(10～11月頃)

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、東北地方整備局河川部(地域河川課)及び山形県河川砂防課とする。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

2. 協議会は、構成員の他、実質的な連携・調整を行う場とするため、担当者等が出席ができるものとする。

付 則 この要領は、平成17年6月13日から施行する。

別表－1

赤川圏域総合流域防災協議会 構成員

機 関	構 成 員	備 考
東北地方整備局	河川部 地域河川調整官 河川計画課長 地域河川課長 河川管理課長 酒田河川国道事務所長 新庄河川事務所長 月山ダム管理所長	(会 長)
山 形 県	河川砂防課長 砂防室長 河川調整主幹	(副会長)

別表－2

赤川圏域総合流域防災協議会 幹事会 構成員

機 関	構 成 員	
東北地方整備局	河川部 地域河川課長 河川計画課長補佐(事業担当) 同 (調査担当) 地域河川課長補佐 地域河川課建設専門官 酒田河川国道事務所副所長 新庄河川事務所副所長	(幹事長)
山 形 県	河川砂防課長補佐 河川砂防課長補佐(ダム担当) 河川砂防課砂防室補佐	(副幹事長)